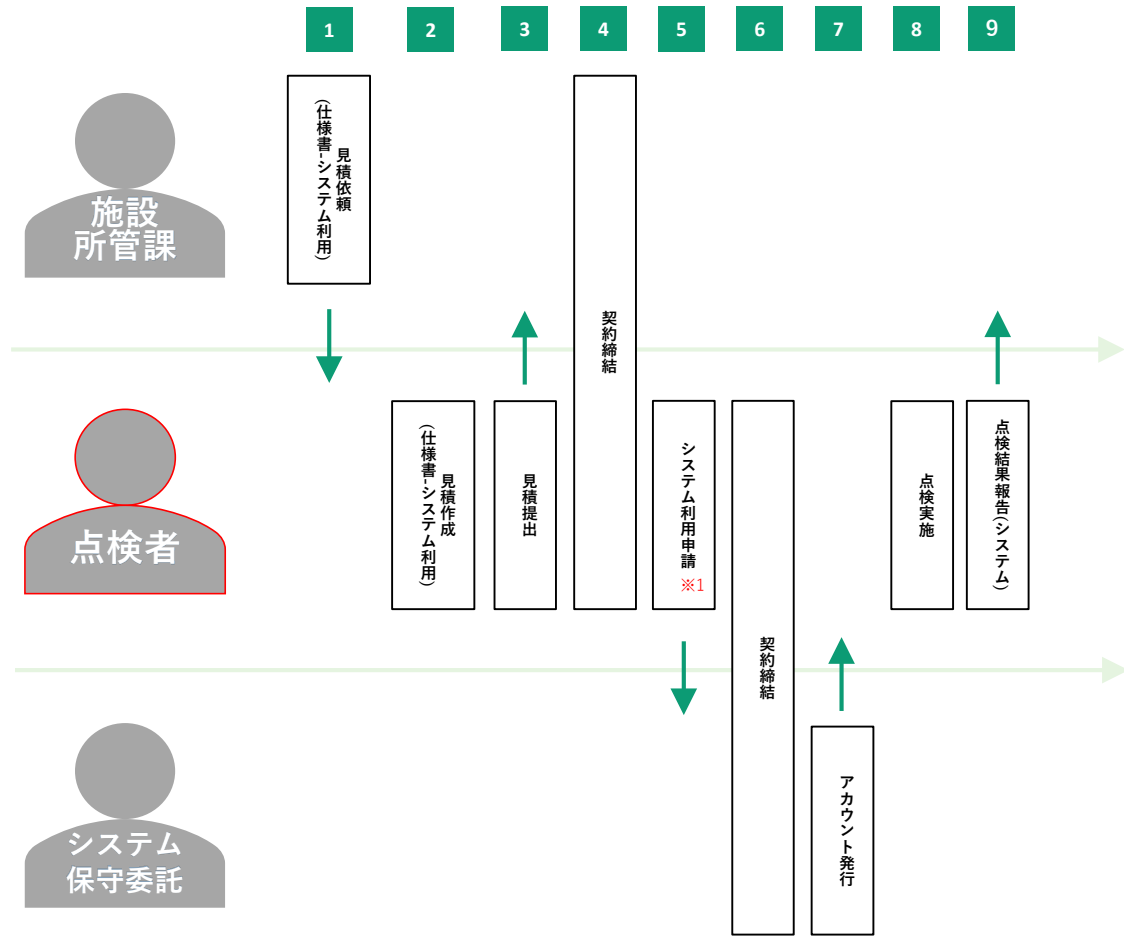


定期点検業務の流れ(WEB上で報告する場合)



※1 仕様書に添付された【仕様書(別表)】に必要事項を記載し、利用申請先(契約後、施設所管課から通知されます)に送付してください。

- 2 施設所管課から受け取った仕様書の内、「対象施設および提出部数一覧表(仕様書別表)」を確認し、システム利用料を算定します。
→算定方法は次項「①システム利用料の算定」を参照ください。
- 3 定期点検業務に係る費用に上記で算出したシステム利用料を含む内容の見積書を施設所管課まで提出ください。
- 4 定期点検業務の発注を受ける際に、施設所管課よりシステム保守委託者の窓口を案内されます。
- 5 「対象施設および提出部数一覧表(仕様書別表)」に必要事項を記載の上、施設所管課およびシステム保守委託者まで提出ください。
→記載方法は次項「②システムの利用申請」を参照ください。
- 6 システム保守委託者までシステム利用料を支払い、kintoneアカウントの発行に係る契約を点検者とシステム保守委託者間で結びます。
- 7 アカウントの発行が完了次第、点検者へシステムの利用に必要なIDおよびパスワードをお知らせします。(アカウントの発行には上記手続きから2週間程度お時間頂きます。)
- 8 対象の施設について、従来通り定期点検業務を行います。
- 9 点検者操作イメージの案内に従い、報告内容の入力および点検結果図等の画像データのアップロードを行ってください。
→報告方法は次項「③システムの利用方法」を参照ください。

システムの利用に関する注意点

①システム利用料の算定

- 「対象施設および提出部数一覧表(仕様書別表)」に記載の「必要アカウント数(発注元)」を確認の上、「必要アカウント数(点検者)」および「システム利用期間」を点検者が決定ください。
- ※「必要アカウント数(点検者)」は原則1アカウントです。定期点検業務の一部を他の事業者を外注する場合、外注する事業者のアカウントについても取得が必要になります。
- ※「システム利用期間」は原則点検開始月～契約終了月(発注元の履行確認に要する期間を含む)までの期間とします。
- アカウント費用早見表(表1)より、システム利用料をご確認の上、定期点検業務の費用に見込んでください。
- ※表1の「アカウント数」は発注元および点検者の必要アカウント数の合計になります。

【アカウント費用早見表】

<https://teachme.jp/1532/manuals/17100785/>

		アカウント数				
利用月数		2	3	4	5	6
	1	¥10,000	¥12,000	¥14,000	¥16,000	¥18,000
	2	¥20,000	¥24,000	¥28,000	¥32,000	¥36,000
	3	¥30,000	¥36,000	¥42,000	¥48,000	¥54,000
	4	¥40,000	¥48,000	¥56,000	¥64,000	¥72,000
	5	¥50,000	¥60,000	¥70,000	¥80,000	¥90,000
	6	¥60,000	¥72,000	¥84,000	¥96,000	¥108,000
	7	¥70,000	¥84,000	¥98,000	¥112,000	¥126,000
	8	¥80,000	¥96,000	¥112,000	¥128,000	¥144,000

②システムの利用申請

- 定期点検業務の受注後、システム保守委託者を案内します。
- 「対象施設および提出部数一覧表(仕様書別表)」の必要事項(表2の赤枠部分)を記載の上、施設所管課およびシステム保守委託者まで提出し、**アカウントの発行に関する契約を点検者が行ってください。**



定期点検システム(有償)を用いて報告書を作成		○	要	否	必要アカウント数(発注元)		アカウント
------------------------	--	---	---	---	---------------	--	-------

※ 業務内容の詳細については、各特記仕様書を参照のこと。 [○]: 業務の対象、[初]: 業務の対象(初回点検)、[-]: 本業務の対象外、[/]: 対象設備無し

※ 提出書類の内容について、成果品作成要領を参照のこと。

※ 定期点検システム(有償)を用いて報告書を作成する場合は、神戸市建築住宅局保全課のホームページを参照のこと。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a82789/business/todokede/jutakutoshikyoku/hozen/teikitenken.html>

↓定期点検システム(有償)を用いて報告書を作成する場合、契約締結後に点検者が内容を記載し、発注元へ提出のこと。

必要アカウント数(点検者)		アカウント	システム利用期間	ヶ月	利用開始月	月
連絡窓口	会社名	担当者名	電話番号		アドレス	

※ 見積時に想定したアカウント数・システム利用期間が実際と変更となった場合においても契約金額の変更は認めない。

▲表2 対象施設および提出部数一覧表(仕様書別表) 一部抜粋

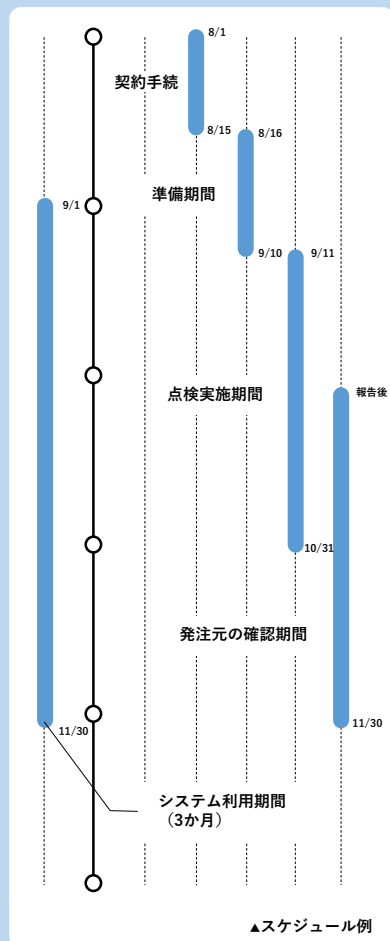
③システムの利用方法

- 点検者操作イメージの案内に従い、報告内容の入力および点検結果図等の画像データのアップロードを行ってください。
- ※点検の内容・方法および報告内容は従来通りです。

【点検者操作イメージ】

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7839/202206_tenkenshamanual.pdf

システム利用料の算定に関する具体例



○必要アカウント数(発注元)
仕様書別表の所定の欄に「2」と記載がある。

○必要アカウント数(点検者)
業務は自社のみで行い、外注しないため、「1」とする。
→アカウント数
発注元、点検者合わせて「3」アカウントが必要。

○システム利用開始月
8月中に定期点検業務の契約を締結予定であり、アカウントの発行に係る期間、施設との日程調整を考慮し、「9月」から利用を開始する。

○システム利用終了月
定期点検業務の期日が11月末日であるため、「11月」に利用を停止する。
→利用月数
9月～11月の「3」か月間アカウントの利用が必要。

→システム利用料
アカウント費用早見表からシステム利用料を「¥36,000」と算定し、これを提出する見積書にも含む。

■アカウント費用早見表 (税抜)

		アカウント数				
		2	3	4	5	6
利用月数	1	¥10,000	¥12,000	¥14,000	¥16,000	¥18,000
	2	¥20,000	¥24,000	¥28,000	¥32,000	¥36,000
	3	¥30,000	¥36,000	¥42,000	¥48,000	¥54,000
	4	¥40,000	¥48,000	¥56,000	¥64,000	¥72,000
	5	¥50,000	¥60,000	¥70,000	¥80,000	¥90,000
	6	¥60,000	¥72,000	¥84,000	¥96,000	¥108,000
	7	¥70,000	¥84,000	¥98,000	¥112,000	¥126,000
	8	¥80,000	¥96,000	¥112,000	¥128,000	¥144,000

▲2023年3月1日現在 アカウント費用早見表

その他注意事項

- 各施設の報告について、原則定期点検を実施した日から14日以内に報告内容を入力してください。
- 申請したシステム利用期間を超過する場合、超過のために発生する料金は甲乙協議とします。

問い合わせ先

公共建築物定期点検 システム利用について
神戸市建築住宅局保全課 (平日9:00~17:00)
TEL:078-595-6606または6607

【HP】神戸市:市有建築物の定期点検
<https://www.city.kobe.lg.jp/a82789/business/todokede/jutakutoshikyoku/hozen/teikitenken.html>